



監査概要

2026年1月 Fairtrade Label Japan

国際フェアトレード認証の全体像



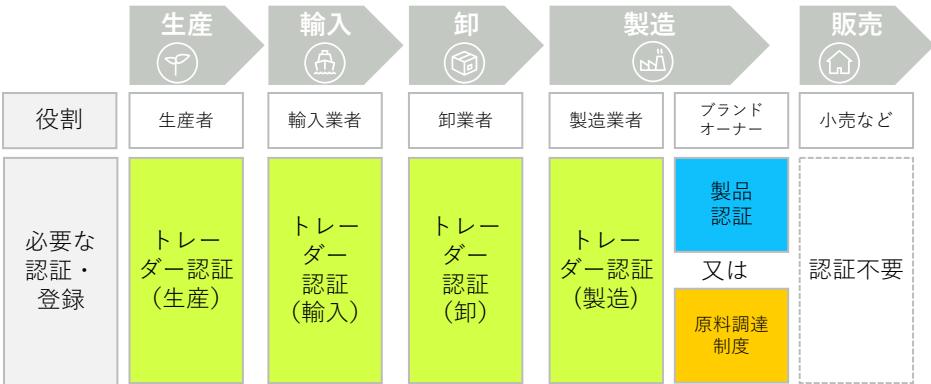
【国際フェアトレード認証サービスの全体像】

サービス 対象 内容

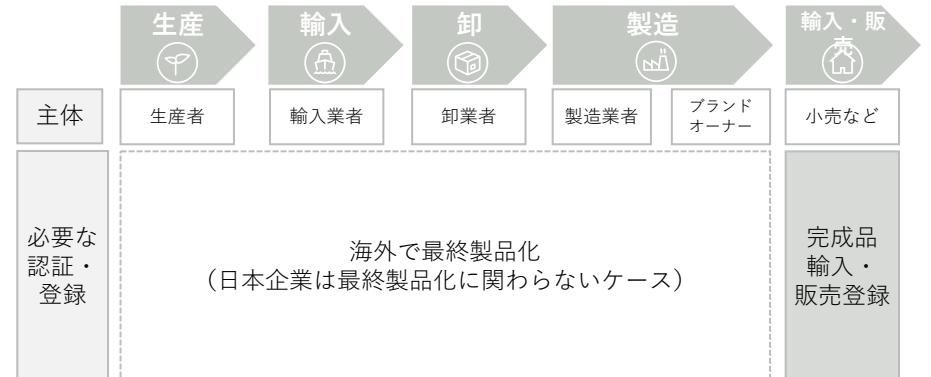
トレーダー認証 (輸入・卸・製造)	輸入・卸・製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者が、基準を満たして認証製品・原料の輸入・卸・製造を行うことを認証
製品認証 (ライセンシー)	ブランドオーナー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商品が、認証製品であるための基準を満たすことを認証 ■ 事業者が、認証製品に認証ラベルを貼付することを許可
国際フェアトレード原料調達制度 (ライセンシー)	ブランドオーナー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者が、認証原料の調達拡大目標を設定・宣言し、長期的に調達量の拡大を目指す制度
完成品輸入・販売登録	完成品の輸入・販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外で最終製品化され、認証された製品を輸入・販売することを登録

【サプライチェーンの各主体に必要な認証・登録例】

日本で最終製品化を行う場合



海外で最終製品化を行う場合



※国際フェアトレード認証は、原料が最終製品化するまでに原料・製品の所有権を保持する組織が取得する必要があります

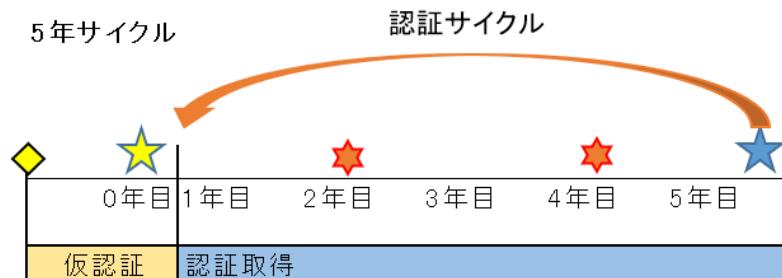
※国際フェアトレード原料調達制度は、ブランドオーナーが取得するケースが大半ですが、輸入・卸・製造事業者も取得可能です

認証サイクル

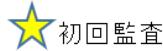
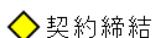
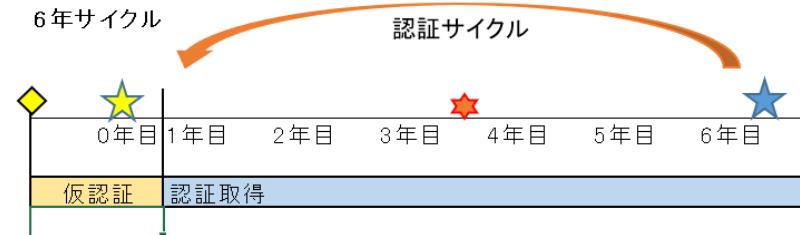
項目	トレーダー (輸入、製造、卸組織)	ライセンシー、小規模ライセンシー (注2)
仮認証期間	最大9か月	最大12か月
認証サイクル	5年	6年
認証書有効期間	6年	7年
リスクカテゴリー (注1)	A,B,Cの3つのカテゴリー	D,Eの2つのカテゴリー
監査頻度	リスクカテゴリーBの場合、5年の認証サイクルに中間監査2回と更新監査1回	リスクカテゴリーEの場合、6年の認証サイクルに中間監査1回と更新監査1回

注1：P5,6 参考資料を参照
 注2：次の条件を満たす組織をいう。
 ①年間総売上高が1億円以下である
 ②最終製品の製造と販売もしくは販売のみを行い（原料の卸販売なし）。ブランドオーナーとして認証ラベルの貼付を行う
 ③生産者からペイヤー（最低価格とプレミアムを支払う立場）として、認証原料・製品の輸入をしていない

トレーダー



ライセンシー & 小規模ライセンシー



★ 初回監査
リスクカテゴリーにより
頻度・時期が異なる



監査の種類



監査の種類	説明	監査の方法	トレー ダー	単独ライ センシー	内容
初回監査	仮認証から6か月 (注1)以内に実施	実地	○	適用なし	発展項目を含むすべての項目
		リモート	適用なし	○	
更新監査	認証サイクルの最 終年に実施	実地	○	適用なし	発展項目を含むすべての項目
		リモート	○(注2)	○	
中間監査	認証サイクルの間 に数回実施	実地	○	適用なし	重要項目を中心に確認
		書類	○	○	
		特定項目（書類）	○	○	取引の記録を中心に限定され た項目
		非通知（実地）	○	適用なし	前回の不適合項目、およびト レーサビリティ項目を中心に 確認
		非通知（リモー ト）	○(注2)	適用なし	前回の不適合項目、およびト レーサビリティ項目を中心に 確認

注1: ライセンシー、小規模ライセンシーは9か月以内に実施

注2: 原料の物理的な取扱いがない場合、マスバランスを適用している場合に適用される

監査の詳細は、R-04 認証・監査規定をご参照下さい：<https://www.fairtrade.net/jp-jp/business/how-to-get-involved/licensee-resources.html>

資料：リスクカテゴリー①

認証サイクル5年：輸入、製造、卸組織



カテゴリー	条件	認証サイクル	監査の頻度
A	<p>下記のいずれかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査において、不適合が確認項目の五分の一以上指摘された事業者 ・重要項目の不適合が要因で認証一時停止となった事業者 ・プレミアム750,000USD(約75,000,000円)以上に相当する取引をする事業者 ・不適合の可能性を示す根拠のある報告、申し立て(allegation)がなされた事業者 ・その他FLJが判断した認証事業者 	5年	<p>認証サイクルに4回実施</p> <p>更新監査:1回</p> <p>中間監査:3回※</p> <p>※監査方法(実施、書類、特定項目監査)は認証事業者の不適合内容によって決定する。</p>
B	<ul style="list-style-type: none"> ・監査での不適合数がほぼ平均値であった事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルで、重要項目の不適合が要因で認証一時停止となっていない事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止、認証取消の経歴がない事業者 	5年	<p>認証サイクルに3回実施</p> <p>更新監査:1回</p> <p>中間監査:2回※</p> <p>※実地又は書類監査1回(注1)、特定項目監査1回</p>
C	<p>・監査での不適合数が低い事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつ、重要項目での不適合がない事業者 ・かつ、直近の認証サイクルにおいて一時停止、認証取消の経歴がない事業者 ・かつ、ペイヤーではない事業者 ・かつ、認証サイクルを1サイクル以上経験している組織、またはフェアトレードの取引が非常に少ない事業者 ・かつ、販売報告書の度重なる遅延のない事業者 ・かつ、プレミアム150,000USD(約15,000,000円)以上に相当する取引をしていない事業者 <p>・物理的に製品(原料)を取り扱っていないトレーダー</p>	5年	<p>認証サイクルに2回実施</p> <p>更新監査:1回</p> <p>中間監査:1回 ※</p> <p>※特定項目監査</p>
	注1:物理的に製品(原料)を取り扱っていない事業者、マスバランスを適用している事業者は書類監査とする。		

資料：リスクカテゴリー②

認証サイクル6年：単独ライセンシー、小規模ライセンシー



カテゴリー	条件	認証サイクル	監査の頻度
D	<p>下記のいずれかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査において、不適合が確認項目の五分の一以上指摘された事業者 ・重要項目の不適合が要因で認証一時停止となった事業者 ・直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止または、認証取消がなされたことがある事業者 ・不適合の可能性を示す根拠のある報告、申し立て(allegation)がなされた事業者 ・その他FLJが判断した認証事業者 	6年	<p>認証サイクルに3回実施</p> <p>更新監査:1回</p> <p>中間監査:2回※</p> <p>※実地監査又は書類監査1回、 特定項目監査1回</p>
E	<ul style="list-style-type: none"> ・監査での不適合数がほぼ平均値前後かそれ以下である事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルで、重要項目の不適合が要因で認証一時停止となっていない事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止、認証取消の経歴がない事業者 	6年	<p>認証サイクルに2回実施</p> <p>更新監査:1回</p> <p>中間監査:1回※</p> <p>※特定項目監査又は書類監査1回</p>

監査に関するQ&A

ご質問についてお答えします。

よくあるご質問

実地での監査について（輸入、製造、卸を行う組織が対象）



□ 監査にかかる時間はどれくらいでしょうか。

更新・初回監査の場合は、すべての項目について確認しますので、概ね4－5時間程度が目安となります。中間監査の場合は3時間程度です。

※認証の役割（輸入、製造、卸）によっても異なります。

□ 準備する書類は事前に連絡されるのでしょうか。

はい、実地監査の1か月前までに送付される「監査実施通知書」に記載してご連絡致します。

□ 製造委託先で監査を行うこともありますか。

はい、その場合には事前にご連絡致します。

よくあるご質問

リモート監査について



□ リモート監査の流れを教えて下さい。

リモート監査は、事前に報告書と添付資料をご提出して頂いた後、1時間ほどオンラインでヒアリングをさせて頂きます。流れは以下となります。

1. 監査通知書、報告フォームの送付 (FLJ)

2. 報告書のご提出 (認証事業者)

報告フォームの該当項目につき記入し、提出期限までに添付資料と一緒にご提出頂きます。

3. 報告書のレビュー (監査人)

報告内容について、監査人が確認します。

4. ヒアリングの実施 (監査人より)

報告書の内容、およびそれ以外の監査確認項目に関し、監査人がオンラインでヒアリングを行います。

5. 監査結果の通知 (FLJ)

監査人からの報告を基にFLJが内容を確認し、不適合の通知、または認証更新の連絡を致します。

よくあるご質問

非通知監査



□ 非通知監査が実施される場合、いつ通知されるのでしょうか。

非通知監査を実施する場合、前日までにはメールや電話でご連絡させて頂きます。

□ 突然監査を実施されても、書類の準備が事前にできないのですが。

非通知監査は事前に書類を準備して頂く必要はございません。前回監査の不適合項目を中心に、改善状況等を確認させて頂きます。

□ 非通知監査にかかる時間はどれくらいでしょうか。

限定された項目のみを確認しますので、2時間程度をみて頂ければと思います。

よくあるご質問

監査費用について



□ 監査費用は別途必要でしょうか。

いいえ。監査費用は年間認証料、年間ライセンス認証料に含まれておりますので、監査費用を別途頂くことはございません。

ただし、重要な項目に対して不適合が発見され直ちに確認する必要がある場合等に実施される「臨時確認監査」については、追加で費用をお支払い頂きます。
(詳細は、R-04 認証監査規定6-1項を参照)

よくあるご質問

人権環境デュー・ディリジェンス（HREDD）について



- 2024年4月にトレーダー基準に追加された人権環境デュー・ディリジェンス要件について、詳細な資料はありますか。

はい、[こちらのサイト](#)にて資料をダウンロードして頂けます。



人権・環境デュー・ディリジェンス（HREDD）ツール・資料

国際フェアトレード・トレーダー基準（日本語）

1. 人権・環境デュー・ディリジェンスとは？

- 中小規模トレーダーのためのガイドブック（2024年12月改定）
※旧版：中小規模の「ファーストバイヤー」のためのガイドブック
 - すべての中規模企業をご利用頂けます。
[Fairtrade_HREDD-guide-for-traders_V2.0_JP.pdf](#) 1323.6KB
- 小規模・零細企業向け人権・環境デュー・ディリジェンスガイド（導入編）
 - 小規模ライセンサー向けのガイドブックです。
[People-and-planet-HREDD-guide-final_ja_final.pdf](#) 1004.2KB

• NEW! よくあるご質問（FAQ）
これまでに頂いた人権・環境デュー・ディリジェンスに関する質問をまとめました。
[FAQ_2025.10.03.pdf](#) 694.2 KB

監査のポイント

トレーダー基準

監査でよく指摘される不適合項目について解説しています。監査の前にご確認下さい。

「CC No.」は監査確認項目リストの番号です。

監査確認項目は下記のウェブサイトからご確認頂けます：

<https://www.fairtrade.net/jp-jp/for-business/how-to-get-involved/audit.html>

CC No. 2.1.1.12：書類上のトレーサビリティ要件

認証事業者は認証製品（原料）の全ての搬入、加工および販売に関する記録を保持すること。記録は、FLJ（認証機関）が認証製品（原料）の出荷から搬入まで遡って追跡できるようにされていること。フェアトレードとして販売された重量は、歩留まり率(重量の減少)を考慮して、フェアトレードとして購入した重量を超えていない。

CC No. 2.1.1.01

認証事業者は、追加施設（保管倉庫、製造委託組織など）とのやり取りを含め、販売と購入に関するすべての書類において（例：請求書、納品書、注文書など）、認証原料（製品）を「フェアトレード」として明確に識別すること。

- トレーサビリティの目的は、調達量を上回るフェアトレード製品が販売されていないかを確認すると共に、問題が生じた時に、どの製造が問題だったのか、問題の製品はどこにどれだけ出回ったのかなどを特定し、早急に有効な対策を打ち出すことがあります。
- 認証製品（原料）がどこから購入され、いつ加工され、どこに販売されたかがわかるよう、取引や製造の日付、製品の形状・種類、量、などを実証できるしくみを整備して下さい。
- 認証製品（原料）は、すべての文書で識別される必要があります。
- 製造記録、在庫管理表などは手書きでもよいです。

CC No. 2.1.2.02 / 2.1.2.06 : 物理的トレーサビリティ要件

(カカオ、さとうきび糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される)

すべての段階(例：保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)におけるフェアトレード製品に加え、関連する記録や書類上においても、製品につくロット番号や識別マークにより、認証原料（製品）をフェアトレードとして識別できること。

- 原料購入、保管、製造、出荷の過程で認証原料と非認証原料が混在するリスクがないように管理をお願い致します。
- 製造委託先においても、認証原料が非認証原料と分けて保管、製造されているか、書類で「フェアトレード」の識別がされているかを日頃からご確認下さい。
- 認証組織に製造委託組織の管理、監督責任があります。
- 委託先の不適合は、認証組織の不適合として指摘します。是正措置の実行までの確認をお願いします。

CC No. 1.2.0.01：認証ラベル使用の許可

（最終包装製品及び半製品のパッケージ、その他広報物において、国際フェアトレード認証ラベル、または国際フェアトレード認証を参照している認証業者にのみ適用する）

認証事業者は、国際フェアトレード認証製品とその他広報物における認証ラベルの使用、国際フェアトレード認証についての言及について、（使用する前に）FLJと有効な契約を締結していること。また、事前に記載内容についてFLJから承認を受けていること。

- 製品パッケージ、ウェブサイト、広報物への認証ラベルのご利用について、申請がなされていないケースがございました。
- 認証ラベルやフェアトレードの説明を製品パッケージ、広報物、販促物などにされる際には必ず事前に申請をお願い致します

CONNECTより申請をお願いします <https://www.connectfairtrade.org/ja>

CC No. 1.1.0.05：製造委託組織の登録

(認証範囲に含まれていない施設には適用されない)

認証事業者に付随する、フェアトレードに関連する活動を行っている全ての追加組織（製造委託組織、輸入代行組織）、製造拠点がFLJに登録されていること。また、「製造委託組織」として登録された組織が、製造委託組織の定義に該当していること。

■ 「製造委託」の定義

認証原料の加工や小分けを行うが、委託元から認証原料が支給され（売買を行わない）、製品（原料）の法的所有権をもたない会社。

■ 委託組織が決まりましたら製造開始前に、 製造委託申請書（様式C）をご提出下さい。

■ 様式Cダウンロード：

<https://www.fairtrade.net/jp-jp/business/how-to-get-involved/licensee-resources.html>

■ 製造委託先と、下記の項目に関して覚書の締結をお願い致します（CC 1.1.0.06）。
※監査の際に内容を確認させて頂きます。

- ✓ 国際フェアトレード基準の遵守
- ✓ FLJが各事業者の現地監査を行う権限を持つこと

★変更★

2023年2月より、原料倉庫の登録と覚書の締結が不要となりました。

CC No. 1.2.0.02：製品の承認確認

（ライセンシーの製品を包装する製造組織にのみ適用）認証事業者は
CONNECTの製品承認記録、または製品申請書のコピーを有していること。



- 他社のライセンス製品を製造する場合は、ライセンシーより製品やパッケージが承認されているかを確認してから製造を開始して下さい。ライセンシーより、右記①、または②の書類を受領して下さい。

- 製品の承認を確認する書類：

- ①CONNECTの承認画面
- ②CONNECT「ライセンス製品認証書」

<https://www.connectfairtrade.org/ja/resource/list?r.m=2000&n=1>

CC 2.1.1.14/2.1.1.15：マスバランス品の区別

(カカオ、さとうきび、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶) (認証原料、中間製品を購入/販売する場合に適用される)

売買に関する書類には、製品が物理的トレースがとれたものか、マスバランスが適用されたものなのを明記すること。

- マスバランス、または物理的トレーサビリティが適用されているかによって製品に貼付する認証ラベル、フェアトレード説明文が異なります。
- それに伴い、マスバランスが適用される茶、砂糖、カカオ、フレッシュジュースに対し、原料を売買する場合にマスバランス品か物理的トレースがとれたものかを記載することが求められております。

- 製品に使用されている原料に適用されている基準（マスバランス/物理的トレーサビリティ）を原料購入時に確認し、契約書、請求書などの書類にも記載されているかをご確認下さい。

※マスバランスについては資料(14ページ)をご参照下さい

監査項目の説明

3.1.1 人権と環境の尊重に関するコミットメント文書（人権方針の策定）

CC No. 7.1.0.01

人権と環境の持続可能性を尊重し、デュー・ディリジェンスを実施し、以下の事項についてその重要性を認識することを文書で約束していること：

- 人権および環境問題への取り組みにおけるサプライヤーおよびライツホルダー（権利者）との協働
- 長期的な取引関係を重視した持続可能な購買活動を行うこと
- 生活所得*、生活賃金**の保証に向けた取り組みをしていくこと
- 自社が引き起こした、または自社が助長し特定された悪影響への是正措置を提供、又は是正に協力すること

書面によるコミットメントは、環境権を含む国際的に認知された人権に言及し、シニア管理職が署名していること。

- 単独の文書でも、バリュー・ステートメント、サステナビリティ・ポリシー、環境・社会・ガバナンス（ESG）ステートメントの一部として作成してもよいです。
- 必要に応じて、各省庁や国際フェアトレードラベル機構から提供されている雛型を活用して下さい。

*農作業にかかる費用をまかなった上で、栄養価の高い食事、清潔な水、適切な住居、教育、医療、その他必要不可欠なものを含む、世帯員全員が適度な生活水準を維持するのに十分な収入をいう。

**労働者とその家族の衣食住、医療、教育、通勤、不測の事態への備えなど、基本的なニーズを満たす賃金のこと。労働者は、残業をすることなく、通常の勤務時間内にこれを得ることが必要。

監査



コミットメント文書

3.2.1 リスク評価

CC No. 7.2.0.03

少なくとも3年ごとに、自社の事業とサプライチェーンについて人権と環境のリスク評価を実施し、以下について行うこと：

- 外部データや調査結果を考慮し、自社の事業および主要商品のサプライチェーンにおける最も一般的なリスクと課題をマッピングする
- どのリスクや課題が最も深刻かを評価する
- どのフェアトレード・サプライヤーが最もリスクが高いかを特定し、その根本原因を評価する
- 他の人々よりも大きな影響を受けている、または受ける可能性のある脆弱なグループを特定する
- 自社のどの慣行がこれらの問題の原因となっているか、またはその一因となっているかを特定する
- 従業員や直近のサプライヤー（フェアトレード・サプライヤーを含む）に相談し、最初に取り組むべきリスクや課題の優先順位を決める

時間かけて評価方法を強化していくこと。

評価の結果は、特定されたリスクに直ちに対処するようサプライヤーに圧力をかけるために使用することはできず、また、購入の条件とすることもできない。

- 最初の2点（黄色の部分）は、認証初年の監査までに完了させて下さい。
- それ以外は、認証取得後1年目に完了させて下さい。
- 単独で評価を行ったり、完全にリスクを排除することは期待されていません。リスクを低減するための継続的な努力と、パートナーとの協働を通じて改善と進展を図ることが期待されています。
- フェアトレード・リスクマップをご活用下さい。

→国別、產品別に顕著なリスクと、リスクの根本的な原因について記載。

監査



リスク評価シート、など

監査項目の説明

3.2.2. 中規模・大規模トレーダーのための人権に基づく苦情処理メカニズム

CC No. 7.2.0.01

労働者、サプライヤー、その他の個人やグループが、環境破壊を含め、自社に関連する不正、危害、または詐欺について匿名で苦情を申し立てることができる苦情処理メカニズムを有しているか、またはその役割をするシステムに参加していること。苦情処理メカニズムには以下を含めること。

- 自社の業務で使用される言語およびサプライチェーンで最も一般的な言語でアクセス可能である
- 書面と口頭による苦情をサポートする
- 申立人の匿名性を尊重し、報復、脅迫、危害から保護する
- 訓練を受けたスタッフまたは任命された専門家が、タイムリーに解決策を決定し、改善策を実施することを保証する
- すべての関係者に進捗状況を確実に伝える
- 不服申し立て手続きを認める
- セクシャル・ハラスメントなど慎重に扱うべき機密性の高い苦情に対して確実に対処する
- 国際的に認められた人権および国内法に沿ったものである

単独では被害を完全に改善できない場合、他の民間、公共、市民社会のアクターに関わりを持つように働きかけること。関連性があれば、人権侵害を適切な国家機関に報告すること。

- シンプルな仕組みから始めて、時間をかけて改善して下さい。
- 自社で対応しても、専門の第三者機関に委託してもよいです。

監査



責任者・担当者へのインタビュー、苦情処理メカニズム手順書、ウェブサイトでの開示内容、苦情処理の記録、など

監査項目の説明

3.2.3.小規模トレーダーのための人権に基づく苦情処理メカニズム

CC No. 7.2.0.03

自社に関連する不正、害悪、または詐欺に関するあらゆる苦情を管理するための手順書を有していること。その手順には、期限が明記されていること。この手順に沿って苦情を処理し、文書化し、その後の対応を関係者全員に伝えていること。

この手順書には、社内で苦情処理に責任を持つ特定の人物を任命すること、苦情を申し立てた人に対する報復、脅迫、危害を防止するための条項を含めること。

□ 苦情の例としては以下が考えられます。

従業員の男女差別やハラスメント

広告における差別的慣行

労働条件や賃金・給与の支払いに関する問題

不公正な商行為（例えば、納品スケジュールの遅延変更など）

騒音や公害により地域社会に迷惑をかける

□ 自社に関連するセクターに、この要求事項を満たす共有の苦情処理メカニズムがある場合、独自のメカニズムを設立することなくそのメカニズムを利用することができます。

監査

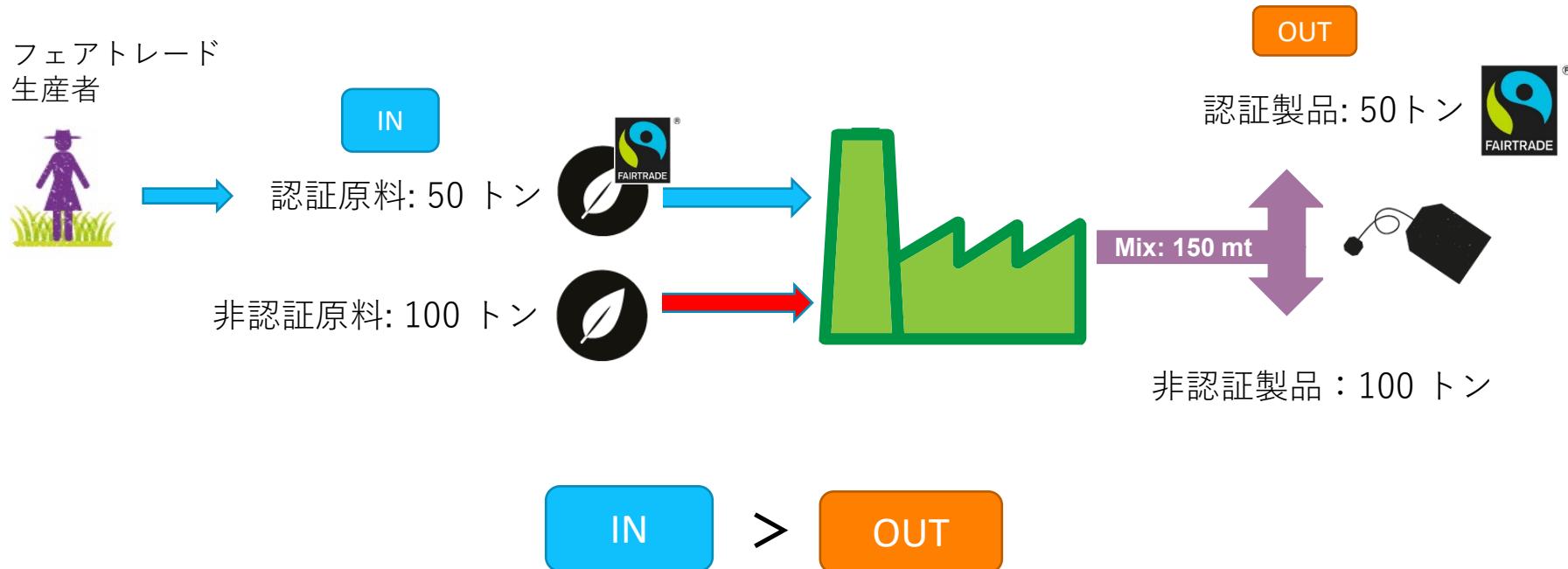


責任者・担当者へのインタビュー、苦情処理の手順書、苦情処理記録、など

參考資料

資料：マスバランス基準

(対象) 茶、フルーツジュース、砂糖、カカオ



常に、販売された認証原料の量 (OUT)が、調達量(In)以下であればよい。
※実際の適用では、製造におけるロス分、製品のレシピを考慮する

詳細はこちら（英語）：

<https://www.fairtrade.net/en/why-fairtrade/how-we-do-it/how-does-the-label-work/traceability-in-fairtrade-supply-chains.html>

国際フェアトレード・トレーダー基準

大規模トレーダー、中規模トレーダー、小規模トレーダーの定義

※人権環境デュー・ディリジェンスに関する基準は、トレーダー区分によって適用項目が異なります。

トレーダー：輸入・製造・卸組織、製造を行う小規模ライセンシー

事業規模、従業員数によって、適用される基準が異なる

フェアトレード以外の活動も含む

区分け	条件（※）
大規模トレーダー	従業員250人以上、または年間売上高85億円以上
中規模トレーダー	50～249人の従業員、かつ/または年間売上高17億円超～85億円未満
小規模トレーダー	従業員50人未満かつ、年間売上高17億円以下

※基準原文では年間売上高はユーロで定義されている。

2024年から5年間は170円/ユーロとして、大・中・小規模トレーダーを定義する

1000万ユーロ：約17億円、5000万ユーロ：約85億円

適用例：

従業員40人、年間売上高17億円の場合 → 小規模トレーダー

従業員60人、年間売上高17億円の場合 → 中規模トレーダー

従業員100人、年間売上高90億円の場合 → 大規模トレーダー

